

# 山口県営繕工事完成図作成要領

山口県土木建築部建築指導課

## (目的)

第1 本要領は、山口県土木建築部建築指導課が発注する営繕工事(建築工事、電気設備工事、機械設備工事及び関連工事)の完成図における作成方法等について定める。

## (完成図の形式等)

第2 完成図は、工事目的物の完成時の状態を表現した全ての設計図(以下「竣工図」という。)とし、形式は、「製本図」、「黒表紙付図面(以下、「黒表紙」という)」、「電子媒体」とする。電子媒体の作成要領等は「山口県営繕工事完成図書電子提出要領」による。

## (製本図)

第3 (1) 製本図は、原図を複写し、竣工図として製本したものとする。  
(2) 別途発注の関連工事がある場合、各工事単位で製本する。ただし、監督職員との協議により、1冊にまとめる場合はこの限りではない。  
(3) 製本図の表紙及び背表紙には、「年度、工事名、工期、施工業者名」を表記する。  
(4) 製本図は、竣工図をA3版に縮小し、いずれもレザック表紙(ラミネート仕上)とする。  
(5) 提出部数は特記仕様書による。サイズ、紙質、部数等を変更する場合は、監督職員との協議による。

## (黒表紙)

第4 (1) 黒表紙は、白焼き印刷した竣工図を綴ったものとする。  
(2) 別途発注の関連工事がある場合、各工事単位で製本する。ただし、監督職員との協議により、1冊にまとめる場合はこの限りではない。  
(3) 表紙及び背表紙の文字入れは別紙による。  
(4) 黒表紙に同封する書類(検査済証、施工体系図等)は監督職員の指示による。  
(5) 提出部数は、特記による。サイズ、紙質、部数等を変更する場合は、監督職員との協議による。

## (アパチュアカード)

第5 (1) アパチュアカードは、竣工図(原図)をマイクロフィルムに焼き付けたものに情報を付したカードをいい、1図面毎に1枚作成する。  
(2) カードの寸法は縦83mm、横187mm、フィルムの寸法は縦35mm、横45mmとする。  
(3) カードに付する情報は別紙による。

## 附 則

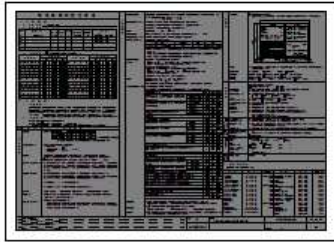
この要領は、令和2年4月1日から施行する。

○黒表紙のイメージ図



○アパチュアカードのイメージ図

整理番号	図面 作成 部課名	施設 区分	施設 名称	棟 区分	工事 区分	図面 番号	図面 名称	② 電気設備特記仕様書
						③ 00-00		
工事名	① ○●○○●●電気設備工事							
工事年度	④ 年度							
撮影縮小率	00/00	撮影年月日	年 月 日					
記 事								



土木建築部 建築指導課

※工事名、図面名称、図面番号、工事年度、撮影縮小率、撮影年月日の箇所に記載する。

-----	年度	工事名		
-----	④	○●○○●●電気設備工事	①	②
-----	山口県建築指導課		設計変更 図	③
				—